

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第12条）
- 第3章 給水（第13条—第22条）
- 第4章 料金及び手数料（第23条—第32条）
- 第5章 管理（第33条—第38条）
- 第6章 貯水槽水道（第39条・第40条）
- 第7章 補則（第41条）

附則

第1章 総則

（条例の目的）

第1条 この条例は、富良野市（以下「市」という。）が設置する簡易水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第2条 給水区域は、富良野市簡易水道設置条例（昭和55年条例第9号）第2条に定める区域とする。

（給水装置の定義）

第3条 この条例において「給水装置」とは、市長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の2種類とする。

- （1）専用給水装置 1世帯又は1戸若しくは1箇所専用するもの
- （2）私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込）

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みについて、市長は利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。

（新設等の費用負担）

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

（工事の施行）

第7条 給水装置工事は、市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。

3 第1項に規定する指定給水装置工事事業者の指定は、富良野市指定給水装置工事事業者規程（令和3年水道事業管理規程第3号）により指定されたものをいう。

第8条 削除

第9条 削除

第10条 削除

第11条 削除

(給水装置変更等の工事)

第12条 市長は、配水管の移転その他の理由によつて、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施工することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第13条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあつても、市長はその責を負わない。

(給水契約申込)

第14条 水道を使用する者(以下「水道使用者」という。)は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第15条 給水装置の所有者(以下「水道所有者」という。)が市内に居住しないとき、又は市長において必要があると認めるとき水道所有者は、この条例に定める事項を処理させるため市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第16条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、市長に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共有する者

(2) 給水装置を共用する者

(3) その他市長が必要と認めた者

2 市長は、前項の管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第17条 給水量は、市長の認めた水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、市長がその必要ないと認めるときは、この限りでない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は市長が定める。

(メーターの所属及び管理義務)

第18条 メーターは、水道所有者が設置して市長の行う計量点検に便なるように善良な管理をしなければならない。

2 水道所有者、水道使用者又は管理人(以下「水道使用者等」という。)は、自己のメーターに故障があると認められるときは、メーターの検査及び修繕を市長に請求することができる。この場合の検査に要する費用は無償とし、修繕に要する費用は、水道所有者の負担とする。ただし、修繕に要する費用については、水道所有者等の善良な管理による故障のときはこの限りではない。

3 市長はメーターに故障があると認められた場合はその水道所有者等に検査修繕を命ずることができる。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第19条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(1) 水道の使用を中止したとき。

(2) 用途を変更するとき。

- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。
 - 2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。
 - (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があつたとき。
 - (2) 給水装置の所有者に変更があつたとき。
 - (3) 消防用として水道を使用したとき。
 - (4) 代理人又は管理人に変更があつたとき又はその住所に変更があつたとき。
- (私設消火栓の使用)

第20条 私設消火栓は、消防又は消防演習の場合のほか使用してはならない。

- 2 私設消火栓を、消防演習に使用するときは、市長の指定する市職員の立会いを要する。
- (水道使用者等の管理上の責任)

第21条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもつて、水が汚染し又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに市長に届出なければならない。

- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを徴収しないことができる。
 - 3 第1項の管理義務を怠つたために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。
- (給水装置及び水質の検査)

第22条 市長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があつたときは検査を行い、その結果を請求者に通知する。

- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第23条 簡易水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者から徴収する。

(料金及び給水用途の定義)

第24条 料金及び給水用途については、別表第1に定めるところによる。

(料金の算定)

第25条 料金は、定例日（料金算定の基準日としてあらかじめ市長が定めた日をいう。）に、メーターの点検を行い、その日の属する月の前月分として算定する。ただし、やむを得ない理由のあるときは市長は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第26条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があつたとき。
 - (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
 - (3) 使用水量が不明のとき。
 - (4) 積雪又は特別の事由のため、メーターの点検ができないとき。
 - (5) その他市長が別に定めるとき。
- 2 前項第4号及び第5号の規定により使用水量を認定したときは、次の点検においてこれを精算する。
- (特別な場合における料金の算定)

第27条 月の中途において水道の使用を開始し、又は中止したときの料金は、次のとおりとする。

- (1) 当該月の使用水量が別表第1における基本水量の2分の1以下のときは基本料金の2分の1
 - (2) 当該月の使用水量が別表第1における基本水量の2分の1を超えるときは別表第1による料金
- 2 月の中途においてその用途に変更があつた場合は、その使用日数の多い料率を適用する。
- (臨時使用の場合の料金徴収)

第28条 工事その他の理由により臨時に水道を使用する場合の料金は、使用開始から使用中止までの

料金を使用中止時に一括して徴収するものとする。ただし、使用期間が長期である場合等の理由により一括徴収が不相当である場合にはその徴収方法について使用者と協議して徴収方法を定めることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず管理者が必要と認めた場合については、管理者が定める概算料金を徴収することができる。この場合において使用者が水道の使用を中止した時に、当該概算使用料を精算し、過不足のあるときはこれを還付し、又は追徴する。

(料金の徴収方法)

第29条 料金は、納入通知書、口座振込又は集金の方法により毎月徴収する。

(手数料の徴収)

第30条 市長は、第5条、第7条及び第20条に規定する申込み、申請、届出をした者及び指定給水装置工事事業者から別表第2に定める手数料を徴収する。

- 2 前項の手数料は、前納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたものについては、後納とする。

(料金、手数料及び過料の督促)

第31条 料金、手数料及び過料を滞納したときは、市長は期限を指定して督促しなければならない。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第32条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によつて納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第33条 市長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第34条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

- 2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第35条 市長は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間給水を停止することができる。

- (1) 水道所有者等が、第21条第2項の修繕費、第24条の料金又は第30条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道所有者等が正当な理由がなくして、第25条の使用水量の計量又は第33条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第36条 市長は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が、60日以上所在が不明でかつ給水装置の利用者がいないとき。

(2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて将来使用の見込がないと認めたとき。

(過料)

第37条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、50,000円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条の承認を受けないで給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者
- (2) 正当な理由なくして、第17条第2項のメーターの設置、第25条の使用水量の計量、第33条の検査、第35条の給水の停止を拒み又は妨げた者
- (3) 第18条第1項及び第21条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠つた者
- (4) 第24条の料金又は第30条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他の不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第38条 市長は、詐欺その他の不正行為によつて、第24条の料金又は第30条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

第6章 貯水槽水道

(水道事業者の責務)

第39条 市長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めたときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第40条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

第7章 補則

(委任規程)

第41条 この条例の施行に関し、必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年3月30日条例第10号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月29日条例第6号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月28日条例第13号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年9月19日条例第22号）

この条例は、昭和61年12月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月14日条例第1号）

1 この条例は、昭和63年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日以降最初のメーターの点検時において、使用水量が基本水量を超過しているときは、その超過分にかかる料金の算定方法は、改正前の料金の算定方法による。

附 則（平成元年6月21日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成元年12月1日から施行する。

附 則（平成2年3月26日条例第7号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月9日条例第3号）

- 1 この条例は、平成5年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日以降最初のメーター点検時において、使用水量が基本水量を超過しているときは、その超過分にかかる料金の算定方法は、改正前の料金の算定方法による。

附 則（平成8年3月8日条例第2号）

- 1 この条例は、平成8年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日以後最初のメーター点検時において、使用水量が基本水量を超過しているときは、その超過分にかかる料金の算定方法は、改正前の料金の算定方法による。

附 則（平成9年3月12日条例第3号抄）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月23日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に改正前の富良野市簡易水道事業給水条例の規定に基づいてなされた許可、届出その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（平成12年3月24日条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
（罰則に関する経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月18日条例第52号）

- 1 この条例は、平成13年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日以後最初の料金の算定において、使用水量が基本水量を超過しているときは、その超過分にかかる料金の算定方法は、この条例による改正後の富良野市簡易水道事業給水条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月18日条例第55号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年3月25日条例第20号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月23日条例第1号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月8日条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日（以下「施行期日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 施行期日以降最初の料金の算定方法については、この条例による改正後の富良野市簡易水道事業給水条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月13日条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している簡易水道の使用で、施行日から平

成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものの当該確定した料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である簡易水道の使用にあつては、当該確定した料金のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦にしたがって計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（令和元年9月25日条例第36号）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（料金の適用に関する経過措置）

2 施行日前から継続して使用する場合における改正後の別表第1の規定は、令和元年10月31日後に行う使用水量の認定に係る料金について適用し、同日以前に行う使用水量の認定に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年9月22日条例第26号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第24条、第27条関係）

簡易水道料金

（単位：円）

用途	基本料金		超過料金 使用水量が基本水量を超えた分の1立方メートル当たりの料金
	基本水量	料金	
一般用	8立方メートル	1,474	220
営業用	16立方メートル	3,421	264
団体用	16立方メートル	3,553	264
浴場用	100立方メートル	10,626	121
臨時用	1立方メートル当たり	451	—

備考

- 1月当たりの簡易水道料金は、基本料金と超過料金の合計額とする。
- 一般用とは、営業用、団体用、浴場用及び臨時用以外の用に簡易水道を使用する場合をいう。
- 営業用とは、料理店、飲食店、旅館、宿泊所、貸館、洗濯業、理美容業、洗車業、食品加工業、娯楽業、生魚肉類等販売業、病医院、その他これに類する営業に簡易水道を使用する場合をいう。
- 団体用とは、官公署、学校、商工団体、農業団体等の事務所及びその他公共的施設において簡易水道を使用する場合をいう。
- 浴場用とは、一般の公衆浴場業の用に簡易水道を使用する場合をいう。
- 臨時用とは、工事その他で臨時又は一時的に簡易水道を使用する場合をいう。

別表第2（第30条関係）

簡易水道手数料

（単位：円）

種別	単位	金額
第5条に定める申込みをした者 ただし、撤去及び修繕を除く。	1件につき	110
第7条第1項に定める指定給水装置工事事業者の指定を受けた者	新規	10,000
	更新	10,000
第7条第2項に定める設計の審査を受ける者	1件につき	工事費の2/100の額
第7条第2項に定める工事の検査を受ける者	1件につき	工事費の1/100の額

第20条第2項に定める消防演習の立会を求める届出をした者	1回につき	550
------------------------------	-------	-----

備考 上記により算出して得た額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。